

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年1月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20240122	中央バス株式会社(法人番号7080001016584) 代表者小柳津幸治	静岡県藤枝市大手2丁目11番地1号	本社営業所	静岡県藤枝市大手2丁目714番地14	文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年12月13日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)書類の適切管理義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第69条)	4	4
2	20240124	有限会社ハヤシバス(法人番号4200002016540) 代表者林憲一	岐阜県加茂郡川辺町石神342番地3	川辺営業所	岐阜県加茂郡川辺町石神342番地3	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項	令和5年12月22日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受書記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)	10	0
3	20240124	株式会社信正(法人番号6180001138584) 代表者王宏偉	愛知県常滑市千代ヶ丘1丁目25番地1千代ヶ丘ビル3階C号室	本社営業所	愛知県常滑市千代ヶ丘1丁目25番地1千代ヶ丘ビル3階C号室	輸送施設の使用停止(150日車)及び文書警告	道路運送法第15条第1項	令和5年7月24日及び令和5年8月9日並びに令和5年9月1日、監査方針に基づき、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(3)運送引受書記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)、(4)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(6)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)、(7)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)、(8)運行指示書の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)、(9)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)	15	15